

読谷村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
変更の概要

1. 変更理由

農業基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、沖縄県が定める「農業経営の基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」）において、「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的かつ総合的な利用」等について追加・変更があったため、基本方針の考え方に則した内容となるよう、読谷村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても以下のとおり見直しを行う。

2. 主な変更点

（1）「第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」

読谷村における効率的かつ案敵的な農業経営指標については、沖縄県の指標を基に、年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり350万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者一人あたり2,000時間）とするものの、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、農業所得に関する数値目標については、村内の実績等を踏まえ、これまでの年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり245万円程度）を見直し、年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり175万円程度）とする。また、年間総労働時間主たる農業従事者一人あたり2,000時間）についても、見直しを行い、年間総労働時間主たる農業従事者一人あたり1,200時間）とする。

（2）「第3 効率的安定的な農業経営の基本的指標」

基本方針に示された沖縄本島中部地区の基本的指標に加え、読谷村内のモデル的な農家の農業経営データを基に、営農類型野菜（メロン）と肉用牛（繁殖）の基本的指標を追加する。

（3）「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」

これまで主に若者を対象に就農段階の支援を行っていた青年農業者等育成センターに替えて、年齢層を限らず、「農業を担う者」として幅広く対象とし、就農から経営発展まできめ細やかなサポートを実施する「農業経営・就農支援センター」の仕組みが創設されたことから、これに関連し、農業を担う者の確保及び育成の考え方や関係機関の役割等に関する事項を追加する。

（4）「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」

農用地の利用効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、地域計画の策定を通じた地域の合意形成等、農用地の集団化（集約化）の考え方を追加する。

（5）「第5 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」（廃止）

基盤強化法の一部改正に伴い、「農地利用集積円滑化事業」が廃止されたため、同項に関する事項を削除する。